

# 岩見沢スポーツセンター条例施行規則等の一部を改正する規則の概要

## 第1 改正の趣旨

社会体育施設等における市民の利便性を向上させることを目的として、使用許可申請、使用料の還付等に係る所要の規定の整備を行う。

## 第2 改正の内容

- (1) 岩見沢スポーツセンター条例施行規則（第1条関係）及び岩見沢市総合体育館条例施行規則（第2条関係）

使用許可申請書の提出期限に係る規定の削除を行うとともに、備付物件使用料に係る別表の改正を行う。

- (2) 岩見沢市野球場条例施行規則（第3条関係）

使用許可申請書の提出期限に係る規定の削除を行う。また、使用者からの取消しの申出により使用許可を取り消した場合に、既納の使用料の全額を還付する期日を3日前に統一する。

- (3) 岩見沢市北村野球場条例施行規則（第4条関係）

使用許可申請書の提出期限に係る規定の削除を行う。

- (4) 岩見沢市北村多目的体育館条例施行規則（第5条関係）

個人使用の場合における使用許可申請書の提出を不要とし当日使用券による使用とすることを明記するとともに、納付方法に係る規定の削除を行う。

- (5) 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例施行規則（第6条関係）

個人使用の場合において、使用許可申請書の提出を不要とし当日使用券による使用とすることを明記するとともに、使用者からの取消しの申出により使用許可を取り消した場合に、既納の使用料の全額を還付する期日を3日前に変更する。

- (6) 岩見沢市都市公園条例施行規則（第7条関係）

一部の有料公園施設について、使用に係る手続きを規定するとともに、開設期間等の規定及び使用者からの取消しの申出により使用許可を取り消

した場合に、既納の使用料の全額を還付する期日を3日前とする規定を追加する。

(7) 岩見沢市北村ふるさと学習館条例施行規則（第8条関係）

一部の屋内施設の供用廃止に伴い、施設区分に係る規定の削除を行う。

(8) 岩見沢市北村トレーニングセンター条例施行規則（第9条関係）

個人使用の場合において、使用許可申請書の提出を不要とし、当日使用券による使用とすることを明記する。

### 第3 施行期日等

令和5年4月1日

岩見沢市規則第 2 号

岩見沢スポーツセンター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 2 月 1 7 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢スポーツセンター条例施行規則等の一部を改正する規則

(岩見沢スポーツセンター条例施行規則の一部改正)

第 1 条 岩見沢スポーツセンター条例施行規則(昭和 4 3 年規則第 2 3 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条中「第 1 項」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第 5 条関係)

岩見沢スポーツセンター備付物件使用料

	区分	単位	2 時間当たり
体 育 器 具	バスケットボール(ゴール)	組	1 3 0 円
	卓球(台・ネット)	組	2 0 円
	バレーボール(支柱・ネット)	組	6 0 円
	テニス(支柱・ネット)	組	6 0 円
	バドミントン(支柱・ネット)	組	2 0 円
	卓球用フェンス	式	1 3 0 円
	電光得点表示盤	組	8 1 0 円
	3 0 秒タイマー・ファール回数標示器	組	1 5 0 円
	フットサルゴール	組	1 3 0 円
	バドミントンサーブ高測定器	台	1 5 0 円
照 明	スポットライト(1 k w)	台	7 0 円
	ボーダーライト	列	2 4 0 円
電	1 k w 未満		1 0 0 円

源	1 k w 以上		2 1 0 円
	沃素ランプ	式	2, 8 5 0 円
放 送	放送基本設備	式	4 3 0 円
	ワイヤレスマイク	本	2 6 0 円
そ の 他	パイプ椅子	2 脚	1 0 円
	長机	脚	1 0 円
	山台	式	3 2 0 円
	演台	台	3 2 0 円
	ピアノ（調律料含まず。）	台	6 5 0 円
	競技場床シート		1 回当たり 1 7, 6 0 0 円

備考

2 時間未満の時間は、2 時間とする。

（岩見沢市総合体育館条例施行規則の一部改正）

第 2 条 岩見沢市総合体育館条例施行規則（昭和 6 2 年規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条中「第 1 項」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

岩見沢市総合体育館備付物件使用料

	区分	単位	2 時間当たり
体 育 器 具	バスケットボール（ゴール）	組	2 6 0 円
	卓球（台・ネット他）	組	5 0 円
	バレーボール（支柱・ネット他）	組	7 0 円
	テニス（支柱・ネット）	組	7 0 円
	バドミントン（支柱・ネット）	組	5 0 円
	卓球用フェンス	式	2 6 0 円
	体力測定用具	式	4 3 0 円
	電光得点表示盤	組	1, 1 0 0 円
	3 0 秒タイマー・ファール回数表示器・タイムアウト要求器・反則数表示器	組	2 6 0 円
	審判台	台	5 0 円
	得点板	台	5 0 円
	空手用マット	式	5 5 0 円
		フットサルゴール	組
電 源	1 コンセント当り	回	5 5 0 円

放送	放送基本設備		8 1 0 円
	レコードプレーヤー（カセット）	台	5 5 0 円
	マイクロフォン	本	1 5 0 円
	ワイヤレスマイク	本	2 6 0 円
体操器具	鉄棒	式	7 0 円
	つり輪	式	7 0 円
	平行棒	式	7 0 円
	跳馬	式	7 0 円
	あん馬	式	7 0 円
	段違い平行棒	式	7 0 円
	平均台	式	7 0 円
	マット（大）	枚	7 0 円
	マット（小）	枚	5 0 円
その他	パイプ椅子	2 脚	1 0 円
	長机	脚	2 0 円
	組立用ステージ（階段含む。）	基	5 5 0 円
	演台	台	3 2 0 円
	競技場床シート	1 回当たり 2 2 , 0 0 0 円	

備考

2 時間未満の時間は、2 時間とする。

（岩見沢市野球場条例施行規則の一部改正）

第 3 条 岩見沢市野球場条例施行規則（平成 1 1 年規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条中「第 1 項」を削る。

第 4 条第 1 項第 1 号中「1 0 割」を「全部」に改める。

第 6 条第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 条例第 8 条第 3 号に該当する場合において、使用者が使用開始日の 3 日前までに使用許可の取消しを求めたときは、既納の額の全額を還付する。

（岩見沢市北村野球場条例施行規則の一部改正）

第 4 条 岩見沢市北村野球場条例施行規則（平成 1 8 年規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

(岩見沢市北村多目的体育館条例施行規則の一部改正)

第5条 岩見沢市北村多目的体育館条例施行規則(平成18年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、個人使用にあつては、使用許可申請書の提出を要しない。

第3条中「前条」の次に「本文」を加える。

第3条の次に次の1条を加える。

(使用券)

第3条の2 個人使用は、当日使用券により使用するものとする。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

(岩見沢市栗沢スポーツ公園条例施行規則の一部改正)

第6条 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例施行規則(平成18年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、条例第3条第2号及び第4号イに規定する施設の使用並びに個人使用にあつては、使用許可申請書の提出を要しない。

第3条中「前条」の次に「本文」を加える。

第3条の次に次の1条を加える。

(使用券)

第3条の2 条例第3条第2号及び第4号イに規定する施設の使用並びに個人使用は、当日使用券により使用するものとする。

第4条中「スポーツ公園(岩見沢市栗沢球場を除く。)」を「前条に規定する施設」に、「前2条」を「第2条及び第3条」に改める。

第7条第1項第2号中「前日」を「3日前」に改め、同条第2項中「冬期加算料」を「暖房料」に改める。

(岩見沢市都市公園条例施行規則の一部改正)

第7条 岩見沢市都市公園条例施行規則(昭和36年規則第21号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の2条を加える。

第8条の2 前条の規定に関わらず、条例別表第4から別表第5の3まで及び別表第8に規定する有料公園施設の使用許可を受けようとする者は、使用許可申請書を市長に提出しなければならない。ただし、個人使用にあつては、使用許可申請書の提出を要しない。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、有料公園施設の使用を許可することと決定したときは、使用許可決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があつた場合において、有料公園施設の使用を許可しないことと決定したときは、使用不許可決定通知書により申請者に通知するものとする。

4 次の各号に掲げる有料公園施設の開設期間等は、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) みずほ公園野球場、みずほ公園サッカー場、あさぎり公園野球場及びあさぎり公園庭球場

ア 開設期間 4月29日から10月22日まで

イ 使用時間 午前9時から午後6時まで

(2) 東山公園庭球場

ア 開設期間 4月29日から10月20日以降の最初の日曜日まで

イ 使用時間 4月29日から5月15日まで 午前6時から午後7時まで

5月16日から9月30日まで 午前6時から午後9時まで

10月1日から10月20日以降の最初の日曜日まで  
午前9時から午後5時まで

(3) 東山公園弓道場

ア 開館時間 午前9時から午後7時まで

イ 休館日 岩見沢市の休日に関する条例第1条第1項第3号に掲げる日

(4) 岡山スポーツフィールド多目的広場及び岡山スポーツフィールドテ

ニスコート

- ア 開設期間 4月29日から10月20日以降の最初の日曜日まで
- イ 使用時間 4月29日から9月30日まで 午前9時から午後6時まで  
10月1日から10月20日以降の最初の日曜日まで  
午前9時から午後5時まで

(5) 東山公園陸上競技場

ア フィールド及びトラック

- (ア) 開設期間 4月29日から10月20日以降の最初の日曜日まで
- (イ) 使用時間 4月29日から5月31日まで 午前9時から午後7時まで  
6月1日から9月30日まで 午前9時から午後8時まで  
10月1日から10月20日以降の最初の日曜日まで 午前9時から午後6時まで

イ 会議室（補助員控室）

- (ア) 開設期間 通年。ただし、岩見沢市の休日に関する条例第1条第1項第3号に掲げる日を除く
- (イ) 使用時間 午前9時から午後9時まで

(使用料の還付)

第8条の3 前条第1項に規定する有料公園施設において、条例第23条ただし書の規定により使用料の全額を還付する場合には、次のとおりとする。

- (1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となったとき。
- (2) 条例第19条第2項に定める理由が生じたことにより使用許可を取り消したとき。
- (3) 使用者から使用開始日の3日前までに使用許可の取消しの申出があつて、市長がこれについて相当の理由があると認めるとき。



2 利用者から使用開始日の3日前までに使用許可の変更の申出があつて、市長がこれについて相当の理由があると認めるときは、使用料の一部を還付する。

3 使用料の還付を受けようとする者は、使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があつたときは、第1項の規定により還付の可否を決定し、使用料還付（不還付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

第9条第1項中「、サッカー場」を削る。

（岩見沢市北村ふるさと学習館条例施行規則の一部改正）

第8条 岩見沢市北村ふるさと学習館条例施行規則（平成18年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

（岩見沢市北村トレーニングセンター条例施行規則の一部改正）

第9条 岩見沢市北村トレーニングセンター条例施行規則（平成18年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、個人使用にあつては、使用許可申請書の提出を要しない。

第3条「前条」の次に「本文」を加える。

第3条の次に次の1条を加える。

（使用券）

第3条の2 個人使用は、当日使用券により使用するものとする。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の岩見沢スポーツセンター条例施行規則及び第2条の規定による改正後の岩見沢市総合体育館条例施行規則の規定は、施行日以後の使用に係る使用料（この規則の公布の日（以下「公布日」という。）前に納入の通知がなされているものを除く。）について適用し、施行日前の使用に係る使用料（施行日以後の使用に係る使用料であって、公布日前に納入の通知がなされているものを含む。）については、なお従前の例による。